



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止の届出（福祉・援護課） 2
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 3
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 3
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 4
- 収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示（会計課） 4

公 告

- 技能検定合格者の発表（雇用労政課） 5
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 8

訓 令

- 我喜屋ダム操作規程（河川課） 8

病院事業局事項

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報 11

公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 11

告 示

沖縄県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年 8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
恩納薬局	恩納村字恩納6302番地	平成18年 5月 1日
安立医院	沖縄市山内一丁目7番5号	平成18年 6月 1日
宜保クリニック	宜野湾市字愛知507番地	平成18年 6月 1日
アイクリニック沖映通り	那覇市牧志2丁目17番4号パルハイツ平田2F	平成18年 6月 1日
池原内科医院	嘉手納町字嘉手納547番地	平成18年 6月30日
玉城ファミリークリニック	読谷村字都屋245番地	平成18年 7月 1日
クリニックいなみ	浦添市牧港二丁目46番12-503号メディカルプラザ 牧港	平成18年 7月 1日
会営薬局とよみ	豊見城市字宜保271番地 1	平成18年 7月 4日

ゆい薬局長田店	宜野湾市長田一丁目26番17号	平成18年7月5日
サンポー薬局開南店	那覇市壺屋1丁目2番17号	平成18年8月1日

沖縄県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人陽心会大道中央病院	那覇市安里1丁目1番37号	医療法人陽心会大道中央リハビリテーション病院	医療法人陽心会大道中央病院	平成18年6月20日
やぎSUNクリニック	那覇市字仲井間317番地1YMビル2F	やぎ耳鼻咽喉科	やぎSUNクリニック	平成18年7月1日

2 所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
みずがま歯科	嘉手納町字水釜六丁目16番1号	嘉手納町字水釜37番地の255	嘉手納町字水釜六丁目16番1号	平成9年11月4日
医療法人陽心会大道中央病院	那覇市安里1丁目1番37号	那覇市安里1丁目468番59	那覇市安里1丁目1番37号	平成18年4月13日

沖縄県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
池原内科	嘉手納町字嘉手納597番地	平成16年8月31日
平良薬局	南風原町字津嘉山391番地の2	平成17年10月14日
医療法人ちゅうざん会ちゅうざん病院	北谷町字桑江399番地1	平成18年3月31日
恩納薬局	恩納村字恩納2571番地	平成18年4月30日
宜保クリニック	宜野湾市字愛知507番地	平成18年5月31日
あさひ薬局	宜野湾市長田一丁目26番17号	平成18年6月30日
会営薬局とよみ	豊見城市字宜保271番地	平成18年6月30日
山内胃腸科内科	那覇市寄宮3丁目12番15号	平成18年6月30日
クリニカいなみ	浦添市牧港二丁目46番12-503号メディカルプラザ牧港	平成18年6月30日

沖縄県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
大城整形外科	那覇市若狭1丁目4番15号	平成18年6月30日

沖縄県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮良川土地改良区から申請のあった武那田地区土地改良事業（農用地保全・農業用排水施設）の施行について、平成18年8月17日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年8月30日から同年9月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、瀬嵩地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年8月30日から同年9月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る計画に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南大東村長から協議のあった旧幕下第1地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成18年8月17日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年8月30日から同年9月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 基本測量を実施する地域 糸満市、南城市、豊見城市、八重瀬町、与那原町及び南風原町
- 2 基本測量を実施する期間 平成18年9月5日から平成19年3月31日まで

3 作業種類 基本測量（基準点改測作業）

沖縄県告示第591号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 豊見城市我那覇（1）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	大字	字	地 番	標柱番号
豊見城市	我那覇	後原	282番1	1
豊見城市	我那覇	後原	282番1	2
那覇市	宇栄原	津真原	774番	3
那覇市	宇栄原	津真原	769番	4
豊見城市	我那覇	後原	282番2	5
豊見城市	我那覇	後原	284番1	6
豊見城市	我那覇	後原	284番1	7
豊見城市	我那覇	後原	289番	8
豊見城市	我那覇	後原	288番	9
豊見城市	我那覇	後原	288番13	10
豊見城市	我那覇	後原	287番	11
豊見城市	我那覇	後原	285番11	12
豊見城市	我那覇	後原	285番12	13
豊見城市	我那覇	後原	285番12	14
豊見城市	我那覇	後原	285番12	15
豊見城市	我那覇	後原	285番7	16
豊見城市	我那覇	後原	285番6	17
豊見城市	我那覇	後原	285番6	18
豊見城市	我那覇	後原	285番2	19
豊見城市	我那覇	後原	275番2	20
豊見城市	我那覇	後原	270番	21

沖縄県告示第592号

昭和58年沖縄県告示第218号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

収納代理金融機関の表中

同	浦添支店	浦添市字安波茶258番地1	昭和62年10月1日	を
同	浦添支店	浦添市安波茶二丁目1番3-101号	昭和62年10月1日	に、
同	コザ支店	沖縄市中央一丁目31番1号	昭和62年10月1日	を

同	コザ支店	沖縄市胡屋一丁目5番1号	昭和62年10月1日	に、
同	名護支店	名護市字名護2497番地1	昭和62年10月1日	を
同	名護支店	名護市大中三丁目9番1号	昭和62年10月1日	に、
同	八重山支店	石垣市美崎町1番地の6	昭和62年10月1日	を
同	八重山支店	石垣市美崎町1番地の11	昭和62年10月1日	に改める。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成18年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

3級

1 園芸装飾（室内園芸装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0013 A 甲0014
 A 甲0015 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0026 A 甲0027
 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0032 A 甲0033 A 甲0034 A 甲0036 A 甲0037
 A 甲0038 A 甲0041 A 甲0042 A 甲0044 A 甲0045 A 甲0047 A 甲0049 A 甲0050 A 甲0051
 A 甲0052 A 甲0055 A 甲0056 A 甲0057 A 甲0058 A 甲0059 A 甲0060 A 甲0061 A 甲0062
 A 甲0063 A 甲0064 A 甲0065 A 甲0074 A 甲0076 A 甲0079 A 甲0089 B 0002 B 0003
 B 0004 B 0005 B 0006 B 0007 B 0008 B 0009 B 0010 B 0011 B 0013
 B 0014 B 0015 B 0016 B 0017

2 造園（造園工事作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010
 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019
 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0026 A 甲0029 A 甲0030
 A 甲0033 A 甲0034 A 甲0039 A 甲0040 A 甲0043 A 甲0045 A 甲0047 A 甲0048 A 甲0049
 A 甲0050 A 甲0051 A 甲0052 A 甲0054 A 甲0055 A 甲0056 A 甲0057 A 甲0058 A 甲0059
 A 甲0060 A 甲0063 A 甲0064 A 甲0065 A 甲0066 A 甲0067 A 甲0068 A 甲0069 A 甲0070
 A 甲0071 A 甲0072 A 甲0075 A 甲0077 A 甲0078 A 甲0079 A 甲0080 A 甲0083 A 甲0088
 A 甲0090 A 甲0091 A 甲0092 A 甲0094 A 甲0098 A 甲0101 A 甲0103 A 甲0104 A 甲0110
 A 甲0113 A 甲0115 B 0004 B 0005 B 0006 B 0009 B 0010 B 0012 B 0013
 B 0014 B 0015 B 0016 B 0017 B 0018 B 0021 C 0001 C 0002 C 0003
 C 0004 C 0005 C 0006 C 0007 C 0009

3 機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0011
 A 甲0012 A 甲0014 A 甲0016 A 甲0017 B 0002 B 0003 C 0001 C 0002

4 機械加工（フライス盤作業）

合格者なし

5 フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0012
A甲0013 A甲0014 A甲0022 A甲0030

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。
平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 (1) 処分をした年月日 平成18年7月7日
(2) 商号名 有限会社水工舎
(3) 代表者名 玉城仁香
(4) 所在地 那覇市字真地209番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第3996号、沖縄県知事 許可（特-17）第3996号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月6日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成18年7月10日
(2) 商号名 株式会社丸真組
(3) 代表者名 眞志取正行
(4) 所在地 那覇市古波蔵3丁目18番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第1219号、沖縄県知事 許可（特-14）第1219号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年6月13日付で、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成18年7月19日
(2) 商号名 仲住建
(3) 代表者名 仲松正信
(4) 所在地 うるま市字江洲129番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第10359号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年6月28日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 有限会社当清土木
(3) 代表者名 當間清吉
(4) 所在地 南城市大里字稲嶺1131番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第8976号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年4月26日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 株式会社日栄土木
(3) 代表者名 上原大和
(4) 所在地 北谷町字宮城1番地の516
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第3080号、沖縄県知事 許可（特-17）第3080号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年6月29日付で、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 親川建設
(3) 代表者名 親川進

- (4) 所在地 本部町字並里7番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第9136号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年6月30日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 株式会社オオヒラ
(3) 代表者名 諸見武男
(4) 所在地 豊見城市字真玉橋127番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第5106号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月4日付で、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 株式会社大城組
(3) 代表者名 花城一郎
(4) 所在地 浦添市勢理客四丁目18番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15)第74号、沖縄県知事 許可(特-15)第74号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月4日付で、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 株式会社恵友建設
(3) 代表者名 友寄隆文
(4) 所在地 那覇市字上間344番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-13)第1247号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月5日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 有限会社導
(3) 代表者名 和宇慶勲
(4) 所在地 沖縄市字比屋根2040番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第10408号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月6日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 株式会社建喜企画
(3) 代表者名 野原照夫
(4) 所在地 宮古島市平良字下里3107番地26
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第8061号、沖縄県知事 許可(特-17)第8061号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年7月7日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
(2) 商号名 有限会社天川開発
(3) 代表者名 野原勝吉

- (4) 所在地 宮古島市平良字下里1575番地
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第7037号、沖縄県知事 許可（般-15）第7037号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成18年7月7日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13 (1) 処分をした年月日 平成18年7月24日
 (2) 商号名 大正土木株式会社
 (3) 代表者名 仲宗根勇
 (4) 所在地 那覇市古島1丁目23番地の5
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-16）第7811号、沖縄県知事 許可（特-16）第7811号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成18年7月12日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成13年8月29日 沖縄県指令土第1267号、平成18年6月30日 沖縄県指令土第717号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字久場1974番1及び1976番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字久場486番地 有限会社城邦企画 宮城治邦
- 5 検査済証番号 平成18年8月9日 第2473号
- 6 工事完了年月日 平成18年7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年4月21日 沖縄県指令土第482号、平成18年8月3日 沖縄県指令土第796号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城477番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1033番地の2 シャトレ長田102号 石川弘
- 5 検査済証番号 平成18年8月9日 第2474号
- 6 工事完了年月日 平成18年7月6日

訓

令

沖縄県訓令第70号

土 木 建 築 部
 沖縄県ダム事務所

我喜屋ダム操作規程を次のように定める。

平成18年8月29日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

我喜屋ダム操作規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、我喜屋ダム（以下「ダム」という。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒1.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダムの本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高45.7メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高47.5メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高45.7メートルから標高47.5メートルまでの容量64,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高34.2メートルから標高45.7メートルまでの容量186,000立方メートルのうち最大137,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高34.2メートルから標高45.7メートルまでの容量186,000立方メートルのうち最大49,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第10条 沖縄県ダム事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) ダムへの流入量が毎秒1.0立方メートルを超えると予想される時。

(2) 台風が中心が東経125度から132度までの範囲において北緯23度以北に接近し、沖縄島の一部がその暴風域内に入るおそれがあるとき。

(3) 沖縄気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。

(4) その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集に関し必要な措置

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合においては、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めたときは、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒0.49立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のために必要があると認めるときは、ダム地点において別表第2に定める期間に応じた同表に定める水量を確保するよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第18条 所長は、水道用水の供給のために必要があると認める場合には、ダム地点において日最大440立方メートルの水量を取水可能ならしめるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、別表第1に掲げる関係機関（沖縄気象台を除く。）に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、別に定める。

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つために必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うための基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の観測について準用する。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、その結果を記録しなければならない。

(雑則)

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月29日から施行する。

別表第1（第11条、第19条関係）

関 係 機 関	
名称	担当機関
沖縄県	土木建築部河川課
沖縄県	土木建築部北部土木事務所
伊平屋村	総務課
本部警察署	伊平屋駐在所
伊平屋村消防団	伊平屋村総務課
沖縄気象台	予報課

別表第2（第17条関係）

期間	必要水量	必要水量内訳		
		灌漑用水	維持用水	水道用水
1月1日から2月28日まで	0.0066m ³ /s	0.0000m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s
3月1日から3月15日まで	0.0135m ³ /s	0.0069m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s
3月16日から6月20日まで	0.0121m ³ /s	0.0055m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s

6月21日から7月31日まで	0.0066m ³ /s	0.0000m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s
8月1日から8月15日まで	0.0142m ³ /s	0.0076m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s
8月16日から10月20日まで	0.0124m ³ /s	0.0058m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s
10月21日から12月31日まで	0.0066m ³ /s	0.0000m ³ /s	0.0015m ³ /s	0.0051m ³ /s

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局告示第6号

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定め、平成18年8月29日から施行する。

平成18年8月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 知 念 清

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報

口頭により開示請求ができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容		
職員選考採用試験	総合ランク（不合格者のみ）	合格発表の日から1月間	病院事業局県立病院課

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第112号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成18年8月29日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	ドッカンレックスD X	6P025800	群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共	6P0258
ぱちんこ	CRドッカンレックスP	6P026900	群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共	6P0269
ぱちんこ	CRウッディー・ウッドペッカー2HD	6P055300	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	6P0553
ぱちんこ	CRウッディー・ウッドペッカー2TKM	6P056400	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	6P0564
ぱちんこ	CRウッディー・ウッドペッカー2TKS	6P054300	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	6P0543
ぱちんこ	CR海底少年マリン	6P050200	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目	6P0502

	NCE54		56番地 株式会社ニューギン	
ぱちんこ	CR海底少年マリン SE56F	5P129100	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	5P1291
ぱちんこ	CR海底少年マリン SE57	5P126200	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	5P1262
ぱちんこ	CRピンクパンサー II F	6P056500	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1 番4号 株式会社藤商事	6P0565
ぱちんこ	CRピンクパンサー II G	6P055900	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1 番4号 株式会社藤商事	6P0559
ぱちんこ	CRピンクパンサー II W	6P058500	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1 番4号 株式会社藤商事	6P0585
ぱちんこ	CRおまっとさん刑 事TZ	6P038700	東京都江東区有明3丁目1番地25 株式会社ミズホ	6P0387
ぱちんこ	CR激闘中継TX	6P041700	東京都江東区有明3丁目1番地25 株式会社ミズホ	6P0417
ぱちんこ	CR激闘中継TZ	6P040400	東京都江東区有明3丁目1番地25 株式会社ミズホ	6P0404
回胴	ホークIII-30	6S047400	大阪府大阪市福島区福島6丁目4番 10号 株式会社ジェイピーエス	6S0474

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇所1,800円
---	---